

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

現行專利法	修正稿
第1章 總則	第1章 總則
<p>第1条 發明創造の專利權を保護し、發明創造を奨励し、發明創造の普及応用に有利にし、科学技術の進歩と革新を促進し、社会主義現代化建設の需要に適應するため、特に本法を制定する。</p>	<p>第1条 發明創造の專利權を保護し、發明創造を奨励し、發明創造の普及応用に有利にし、科学技術の進歩<b>と經濟社会の發展</b>を促進し、社会主義現代化<b>と革新型国家の建設</b>の需要に適應するため、特に本法を制定する。</p>
<p>第2条 本法でいう發明創造とは、發明、實用新案、意匠のことを指す。</p>	<p>第2条 本法でいう發明創造とは、發明、實用新案、意匠のことを指す。</p> <p><b>發明とは、製品、方法又はその改良に対し提出した新たな技術案のことを指す。</b></p> <p><b>實用新案とは、製品の形状、構造又はそれらの結合に対し提出した實用に適する新たな技術案のことを指す。</b></p> <p><b>意匠とは、製品の形状、図形又はそれらの結合及び色彩と形状、図形との結合に対しなした美觀に富み、且つ、産業上の應用に適する新たなデザインのことを指す。</b></p>
	<p><b>第3条 国家が効果的な措置を取り、專利權の創造、管理、保護及び運用を促進する。</b></p>
<p>第3条 國務院專利行政部門は全国の專利事務の管理に責任を負い、專利出願を一括的に受理及び審査し、法により專利權を付与する。</p> <p>省、自治区、直轄市人民政府の專利事務を管理する部門は、当該行政区域内の專利管理事務に責任を負う。</p>	<p>第4条 國務院專利行政部門は全国の專利事務の管理に責任を負い、專利出願を一括的に受理及び審査し、法により專利權を付与する。</p> <p>省、自治区、直轄市人民政府の專利事務を管理する部門は、当該行政区域内の專利管理事務に責任を負う。</p>
<p>第4条 專利を出願する發明創造が国の安全又は重大な利益に係り、秘密保持の必要がある場合は、国の關係規定に基づき処理する。</p>	<p>第5条 專利を出願する發明創造が国の安全又は重大な利益に係り、秘密保持の必要がある場合は、<b>「中華人民共和國国家秘密保守法」及びその他の關係規定</b>に基づき処理する。</p>
<p>第5条 国の法律、社会公衆道徳に違反する、又は公的利益を妨害する發明創造に対しては、專利權を付与しない。</p>	<p>第6条 国の法律、社会公衆道徳に違反する、又は公的利益を妨害する發明創造に対しては、專利權を付与しない<b>が、ただ發明創造の実施が国の法律に制限されることだけを理由に專利權を付与しないとはならない。</b></p> <p><b>發明創造の完成が遺傳資源又は傳統知識に頼り、当該遺傳資源又は傳統知識の獲得又は利用が關係法律・法規の規定に違反したものは、專利權を付与しない。</b></p>
<p>第6条 当該單位の職務を遂行し又は主に当該單位の物質的技術条件を利用して完成された發明創造は職務發明創造とする。職務發明創造の專利出願の權利は当該單位</p>	<p>第7条 当該單位の職務を遂行し又は主に当該單位の物質的技術条件を利用して完成された發明創造は職務發明創造とする。職務發明創造の專利出願の權利は当該單位</p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

<p>に帰属し、出願が認可された後、当該単位が専利権者となる。</p> <p>非職務発明創造については、専利出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された後、当該発明者又は考案者が専利権者となる。</p> <p>その単位の物質的技術条件を利用して完成された発明創造については、単位と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願の権利及び専利権の帰属に対して約束がある場合は、その約束に従う。</p>	<p>に帰属し、出願が認可された後、当該単位が専利権者となる。</p> <p>非職務発明創造については、専利出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された後、当該発明者又は考案者が専利権者となる。</p> <p>その単位の物質的技術条件を利用して完成された発明創造については、単位と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願の権利及び専利権の帰属に対して約束がある場合は、その約束に従う。</p>
<p>第7条 発明者又は考案者の非職務発明の専利出願に対し如何なる単位又は個人でも規制してはならない。</p>	<p>第8条 発明者又は考案者の非職務発明の専利出願に対し如何なる単位又は個人でも規制してはならない。</p>
<p>第8条 二つ以上の単位又は個人が協力して完成させた発明創造、一つの単位又は個人がその他の単位又は個人の委託を受けて完成させた発明創造については、別途協議がある場合を除き、専利出願の権利は単独で完成又は共同で完成させた単位又は個人に帰属し、出願が認可された後、出願した単位又は個人が専利権者となる。</p>	<p>第9条 二つ以上の単位又は個人が協力して完成させた発明創造、一つの単位又は個人がその他の単位又は個人の委託を受けて完成させた発明創造については、別途<b>約束</b>がある場合を除き、専利出願の権利は単独で完成又は共同で完成させた単位又は個人に帰属し、出願が認可された後、出願した単位又は個人が専利権者となる。</p>
<p>第9条 二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれ専利を出願した場合、専利権はもっとも先に出願した人に付与される。</p>	<p>第10条 <b>同じ発明創造には1つの専利権しか付与されない。しかし、本条第3項に規定された状況を除く。</b></p> <p>二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれ専利を出願した場合、専利権はもっとも先に出願した人に付与される。</p> <p><b>同一出願者が同じ日に同じ発明創造について実用新案と発明特許とも出願する場合、発明特許権が付与される時に出願者が、取得した実用新案権を放棄すると声明した場合、当該実用新案権の付与が発明特許権の付与に影響を及ぼさない。</b></p>
<p>第10条 専利出願権及び専利権は譲渡することができる。</p> <p>中国の単位又は個人が外国人に専利出願権又は専利権を譲渡する場合、必ず国务院の関係主管部門の認可を経なければならない。</p> <p>専利出願権又は専利権を譲渡する場合、当事者は書面での契約書を締結し、かつ国务院専利行政部門に登録しなければならない、国务院専利行政部門がそれを公告する。専</p>	<p>第11条 <b>専利を出願する権利、専利出願権及び専利権を譲渡する場合、当事者が契約を締結しなければならない。</b></p> <p>中国の単位又は個人が外国人、<b>外国企業又は外国のその他の組織に専利を出願する権利、専利出願権</b>または専利権を譲渡する場合、<b>技術輸出入管理に関する法律、行政法規の規定に従い技術輸出審査手続をしなければならない。</b></p> <p><b>専利出願権</b>又は専利権を譲渡する場合、</p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

<p>利出願權又は專利權の讓渡は登記日から発効する。</p>	<p>國務院專利行政部門に登記しなければならず、國務院專利行政部門がそれを公告する。 <b>專利出願權</b>又は專利權の讓渡は登記日から発効する。</p>
<p>第11条 發明及び實用新案の專利權が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、如何なる單位又は個人でも專利權者の許諾を受けずに、その專利を実施すること、即ち、生産經營の目的で、その專利製品を製造、使用、販売の申出、販売、輸入すること、その專利方法を使用すること、及び当該專利方法により直接獲得した製品を使用、販売の申出、販売、輸入することをしてはならない。</p> <p>意匠權が付与された後、如何なる單位又は個人でも專利權者の許諾を受けずに、その專利を実施すること、即ち生産經營の目的で、その意匠製品を製造、販売、輸入することをしてはならない。</p>	<p>第12条 發明及び實用新案の專利權が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、如何なる單位又は個人でも專利權者の許諾を受けずに、その專利を実施すること、即ち、生産經營の目的で、その專利製品を製造、使用、販売の申出、販売、輸入すること、その專利方法を使用すること、及び当該專利方法により直接獲得した製品を使用、販売の申出、販売、輸入することをしてはならない。</p> <p>意匠權が付与された後、<b>本法に別途規定がある場合を除き</b>、如何なる單位又は個人でも專利權者の許諾を受けずに、その專利を実施すること、即ち生産經營の目的で、その意匠製品を製造、<b>販売の申出</b>、販売、輸入することをしてはならない。</p>
<p>第13条 發明特許が出願公開後、出願者はその發明を実施する單位又は個人に適宜額の費用を支払うよう要求することができる。</p>	<p>第13条 發明特許が出願公開後、出願者はその發明を実施する單位又は個人に適宜額の費用を支払うよう要求することができる。</p>
<p>第12条 如何なる單位又は個人でも他人の專利を実施する場合、專利權者と書面による実施許諾契約を締結し、專利權者に專利使用料を支払わなければならない。許諾を受けた人は、契約に規定された以外の如何なる單位又は個人にでも当該專利の実施を許可する權利を有しない。</p>	<p>第14条 如何なる單位又は個人でも他人の專利を実施する場合、專利權者と実施許諾契約を締結し、專利權者に專利使用料を支払わなければならない。許諾を受けた人は、契約に規定された以外の如何なる單位又は個人にでも当該專利の実施を許可する權利を有しない。</p>
<p>第14条 国の利益又は公共の利益にとって重大な意義を持つ国有企業事業單位の發明特許について、國務院關係主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府は國務院の認可を受け、認可された範囲内で普及、応用し、指定された單位による実施を許可することが決定でき、実施單位によって国の規定に基づき、專利權者に使用料を支払うものとする。</p> <p>中国集団所有制單位及び個人の發明特許で、国の利益又は公共の利益にとって重大に意義を持ち、普及、応用の必要がある場合は、前項の規定を参照して処理するものとする。</p>	
	<p><b>第15条 專利を出願する權利、專利出願權又は專利權が二つ以上の單位又は個人によ</b></p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
 （太字部分が修改部分）

	<p>り共有される場合、別途約束がある場合を除き、以下の行為が所有者全体の許可を受けなくてはならない：</p> <p>（一）專利を出願する権利を譲渡する場合、                  （二）專利出願権を譲渡する又は專利出願を取り下げる場合、                  （三）專利権を譲渡、放棄する又は專利権を買入れする場合、                  （四）他人に独占実施権を許可する場合。</p> <p><b>專利権が二つ以上の単位又は個人により共有される場合、別途約束がある場合を除き、如何なる共有者でも単独で当該專利を実施することができる。</b></p>
<p>第15条 專利権者はその專利製品又は当該製品の包装上に、專利表記又は專利番号を明記する権利を有する。</p>	<p>第16条 專利権者はその專利製品又は当該製品の包装上に、專利表記又は專利番号を明記する権利を有する。</p> <p><b>專利権者が前項の規定に基づき、專利表記及び專利番号を明記する場合、國務院專利行政部門の規定に従って行わなければならない。</b></p>
<p>第16条 專利権が付与された単位は、職務發明創造の發明者又は考案者に対し奨励を与えなければならず、發明創造が実施された後、その普及・応用の範囲及び取得した經濟効果に基づき、發明者又は考案者に合理的な報酬を与えなければならない。</p>	<p>第17条 專利権が付与された単位は、職務發明創造の發明者又は考案者に対し奨励を与えなければならず、發明創造專利が実施された後、その普及・応用の範囲及び取得した經濟利益に基づき、發明者又は考案者に合理的な報酬を与えなければならない。</p> <p><b>職務發明創造の發明者、考案者に対する奨励、報酬の支給方式及び金額は專利権を取得した単位と職務發明創造の發明者、考案者により約束する。約束がない場合、国の關係規定によって確定するものとする。</b></p>
<p>第17条 發明者又は考案者は專利文書の中に、自分が發明者又は考案者であることを明記する権利を有する。</p>	<p>第18条 發明者又は考案者は專利文書の中に、自分が發明者又は考案者であることを明記する権利を有する。</p>
<p>第18条 中国に常駐住所又は營業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で專利を出願する場合、その所属国と中国の間で締結された協議又は共に加盟している國際條約に基づき、又は互惠の原則に従い、本法に基づき処理する。</p>	<p>第19条 中国に常駐住所又は營業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で專利を出願する場合、その所属国と中国との間で締結された協議又は共に加盟している國際條約に基づき、又は互惠の原則に従い、本法に基づき処理する。</p>
<p>第19条 中国に常駐住所又は營業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で專利を申請する場合及びその他の專利事務を処理する場合は、國務</p>	<p>第20条 中国に常駐住所又は營業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で專利を出願する場合及びその他の專利事務を処理する場合は、<b>法に</b></p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

<p>院專利行政部門が指定した專利代理組織に委託して処理しなければならない。</p> <p>中国の單位又は個人が国内で專利を出願する場合及びその他の專利事務を処理する場合は、專利代理組織に委託して処理することができる。</p> <p>專利代理組織は法律、行政法規を遵守し、被代理人の委託により專利出願又はその他の專利事務を処理しなければならない、被代理人の發明創造の内容に対し、專利出願がすでに公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する責任を負う。專利代理組織の具体的管理方法は國務院が規定する。</p>	<p><b>従って設立された</b>專利代理組織に委託して処理しなければならない。</p> <p>中国の單位又は個人が国内で專利を出願する場合及びその他の專利事務を処理する場合は、<b>法に従って設立された</b>專利代理組織に委託して処理することができる。</p> <p>專利代理組織は法律、行政法規を遵守し、被代理人の委託により專利出願又はその他の專利事務を処理しなければならない、被代理人の發明創造の内容に対し、專利出願がすでに公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する<b>義務</b>が付けられる。</p> <p>專利代理管理方法は國務院が規定する。</p>
<p>第20条 中国の單位又は個人が国内で完成した發明創造を外国で專利出願する場合は、先ず國務院專利行政部門に專利出願し、その指定した專利代理組織に委託して処理し、かつ本法第4条の規定を遵守しなければならない。</p> <p>中国の單位又は個人は、中華人民共和國が加盟している關係國際條約に基づき、專利的國際出願を出すことができる。出願者が專利的國際出願を出す場合、前項の規定を遵守しなければならない。</p> <p>國務院專利行政部門は、中華人民共和國が加盟している關係國際條約、本法及び國務院の關係規定に基づき專利的國際出願を処理する。</p>	<p>第21条 <b>如何なる單位又は個人でも中国で完成した發明創造を外国で專利出願する場合は、國務院專利行政部門の許可を得なければならない。國家の安全又は重大な公的利益に係り、秘密保持の必要がある場合を除き、國務院專利行政部門はそれを許可しなければならない。</b></p> <p><b>中国で完成した發明創造を中国で專利出願する場合、國務院專利行政部門に外国への專利出願請求を提出したと見なす。國務院專利行政部門が出願を受理して6ヶ月以内に、外国への專利出願を禁止する決定を下さなかった場合、出願者による外国への專利出願を許可したと見なされる。</b></p> <p>中国の單位又は個人は、中華人民共和國が加盟している關係國際條約に基づき、專利的國際出願を出すことができる。出願者が專利的國際出願を提出する場合、<b>本条第1項</b>の規定を遵守しなければならない。</p> <p>國務院專利行政部門は、中華人民共和國が加盟している關係國際條約、本法及び國務院の關係規定に基づき專利的國際出願を処理する。</p>
<p>第21条 國務院專利行政部門及びその專利複審委員會は、客觀的、公正、正確、適時の要求に従って、法により關係專利的出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>專利出願が公開又は公告されるまで、國務院專利行政部門の職員及び關係者は、その内容に対し秘密保持の責任を負う。</p>	<p>第22条 國務院專利行政部門及びその專利複審委員會は、客觀的、公正、正確、適時の要求に従って、法により關係專利的出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p><b>國務院專利行政部門が專利情報を完全、確實、即時的に公表し、定期的に專利公報を發行しなければならない。</b></p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

	<p>專利出願が公開又は公告されるまで、國務院專利行政部門の職員及び関係者は、その内容に対し<b>秘密保持の義務</b>が付けられる。</p>
<p>第2章 專利權付与の条件</p>	<p>第2章 專利權付与の条件</p>
<p>第22条 專利權が付与される發明及び實用新案は、新規性、進歩性及び實用性を具備していなければならない。</p> <p>新規性とは、出願日以前に同様の發明又は實用新案が国内外の出版物上で公開發表されたり、国内で公開使用されたことがなく、又はその他の方式で公衆の知るところとなっておらず、また同様の發明又は實用新案が他人より國務院專利行政部門に出願が提出されたことがなく、かつ出願日以降に公開された專利出願文書の中に記載されていないことを指す。</p> <p>進歩性とは、出願日以前にすでにあった技術と比べ、当該發明に突出した實質的特徴及び顕著な進歩が、当該實用新案に實質的特徴及び進歩があることを指す。</p> <p>實用性とは、当該發明又は實用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。</p>	<p>第23条 專利權が付与される發明及び實用新案は、新規性、進歩性及び實用性を具備していなければならない。</p> <p>新規性とは、<b>当該發明又は實用新案が現有技術に属さず</b>、また同様の發明又は實用新案が他人により<b>出願日以前に</b>國務院專利行政部門に出願が提出され、かつ出願日以降に公開された專利出願文書又は<b>公告された專利文書の中に</b>記載されていないことを指す。</p> <p>進歩性とは、<b>現有技術と比べ、当該分野の技術者にとって</b>、当該發明は突出した實質的特徴及び顕著な進歩を有し、当該實用新案は實質的特徴及び進歩を有することを指す。</p> <p>實用性とは、当該發明又は實用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。</p> <p><b>本法でいう現有技術とは、出願日より前に国内外において出版物上で公開發表、公開使用され、又はその他の方式で公衆に知れた技術のことを指す。</b></p>
<p>第23条 專利權を付与する意匠については、出願日以前に国内外出版物上で公開發表された又は国内で公開使用されたことのある意匠と同一又は類似しておらず、かつ他人が先に取得した合法的權利と衝突してはならない。</p>	<p>第24条 專利權が付与される意匠は、<b>現有設計に属さず</b>、また同じ意匠が他人により<b>出願日以前に</b>國務院專利行政部門に出願が提出され且つ<b>出願日以降に公告された專利文書の中に記載されておらず</b>、かつ<b>当該分野の設計者にとって</b>、現有設計と比べ又は現有設計の特徴の組合と比べ<b>顕著な區別がなければならぬ</b>。</p> <p>專利權が付与される意匠は、<b>グラフィック印刷物の図形、色彩又はその結合に対してなした主に標識の役割を果たす設計に属してはならない</b>。</p> <p>專利權が付与される意匠は他人が先に取得した合法的權利と衝突してはならない。</p> <p><b>本法でいう現有設計とは、出願日以前に国内外において出版物上で公開發表、公開使</b></p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

	<p><b>用された又はその他の方式で公衆に知れた設計のことを指す。</b></p>
<p>第24条 專利出願する發明創造について、出願日前6ヶ月以内に、以下何れかの状況があった場合、その新規性を喪失しないものとする。</p> <p>(1) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。</p> <p>(2) 規定された學術會議或いは技術會議上で初めて発表された場合。</p> <p>(3) 出願者の同意を得ずに、他人がその内容を漏洩した場合。</p>	<p>第25条 專利を出願する發明創造は、出願日前6ヶ月以内に、<b>以下何れかの方式で公衆に知れた場合、当該專利出願にとって本法でいう現有技術又は現有設計と見なさない</b></p> <p>(1) 中国政府が主催する又は認める国際展示会上で<b>展示された</b>場合。</p> <p>(2) 規定された學術會議或いは技術會議上で<b>発表された</b>場合。</p> <p>(3) 出願者の同意を得ずに、他人がその内容を漏洩した場合。</p>
<p>第25条 以下に掲げる各号には專利權を付与しないものとする。</p> <p>(1) 科学上の発見</p> <p>(2) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(3) 疾病の診断及び治療方法</p> <p>(4) 動物と植物の品種</p> <p>(5) 原子核変換方法を用いて取得した物質</p> <p>前項第(4)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき專利權を付与することができる。</p>	<p>第26条 以下に掲げる各号には專利權を付与しないものとする。</p> <p>(1) 科学上の発見</p> <p>(2) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(3) <b>人間又は動物に対する診断、治療及び外科手術の方法</b></p> <p>(4) 動物と植物の品種</p> <p>(5) 原子核変換方法を用いて取得した物質</p> <p>前項第(4)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき專利權を付与することができる。</p>
<p>第3章 專利の出願</p>	<p>第3章 專利の出願</p>
<p>第26条 發明又は實用新案の專利を出願するに当たって、願書、明細書及びその要約特許請求の範囲などの文書を提出しなければならない。</p> <p>願書には、發明又は實用新案の名称、發明者又は考案者の氏名、出願者の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。</p> <p>明細書では、發明又は實用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とする、明確で完全な説明を行い、必要な場合、図面を付けなければならない。要約は、發明又は實用新案の技術要点を簡単に説明しなければならない。</p> <p>特許請求の範囲は明細書を依拠とし、專利に保護を求める範囲について説明してい</p>	<p>第27条 發明又は實用新案の專利を出願するに当たって、願書、明細書及びその要約特許請求の範囲などの<b>專利出願</b>文書を提出しなければならない。</p> <p>願書には、發明又は實用新案の名称、發明者の氏名、出願者の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。</p> <p>明細書では、發明又は實用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とする、明確で完全な説明を行わなければならない。必要な場合、図面を付けなければならない。</p> <p><b>明細書の要約は、發明又は實用新案の技術要点を簡単に説明しなければならない。</b></p> <p>特許請求の範囲は明細書を依拠とし、專利に保護を求める範囲について<b>明確で簡潔</b></p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

<p>なければならない。</p>	<p>に限定しなければならない。 <b>発明創造の完成が遺伝資源又は伝統知識に頼る場合、出願者は專利出願文書の中に当該遺伝資源の直接的なソースと原始ソース又は当該伝統知識のソースを明記しなければならない。出願者は遺伝資源の原始ソースを明記できない場合、その理由を説明しなければならない。</b></p>
<p>第27条 意匠專利の出願に当たって、願書及び当該意匠の図面又は写真などの文書を提出し、かつ当該意匠を使用する製品及びその所属する分類を明記しなければならない。</p>	<p>第28条 意匠專利の出願に当たって、願書、当該意匠の図面又は写真及び<b>当該意匠に関する簡単な説明</b>などの<b>專利出願文書</b>を提出しなければならない。</p>
<p>第28条 國務院專利行政部門が、專利出願書を受け取った日を出願日とする。出願文書が郵送された場合は、郵送した消印日を出願日とする。</p>	<p>第29条 國務院專利行政部門が專利出願文書を受け取った日を出願日とする。<b>專利出願文書</b>が郵送された場合は、郵送した消印日を出願日とする。</p>
<p>第29条 出願者は発明又は実用新案が外国で初めて專利出願された日から12ヶ月以内に、又は意匠が外国で初めて專利出願された日から6ヶ月以内に、中国で再び同様のテーマについて專利を出願する場合、当該外国と中国間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は相互に優先権を認める原則に従い、優先権を享有することができる。</p> <p>出願者は発明又は実用新案が中国で初めて專利出願された日から12ヶ月以内に、國務院專利行政部門に同様のテーマについて專利を出願する場合、優先権を享有することができる。</p>	<p>第30条 出願者は、発明又は実用新案が外国で初めて專利出願された日から12ヶ月以内に、又は意匠が外国で初めて專利出願された日から6ヶ月以内に、中国で再び同様のテーマについて專利を出願する場合、当該外国と中国間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は相互に優先権を認める原則に従い、優先権を享有することができる。</p> <p>出願者は発明又は実用新案が中国で初めて專利出願された日から12ヶ月以内に、國務院專利行政部門に同様のテーマについて專利を出願する場合、優先権を享有することができる。</p>
<p>第30条 出願者が優先権を主張する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ3ヶ月以内に最初に提出した專利出願文書の副本を提出しなければならない。書面による声明を出さず又は期限を過ぎても專利出願文書の副本を提出しない場合、優先権を主張していないものと見なす。</p>	<p>第31条 出願者が優先権を主張する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ3ヶ月以内に最初に提出した專利出願文書の副本を提出しなければならない。書面による声明を出さず又は期限を過ぎても專利出願文書の副本を提出しない場合、優先権を主張していないものと見なす。</p>
<p>第31条 一件の発明又は実用新案の專利出願は、一項目の発明又は実用新案に限られなければならない。一つの総体的発明案に属する二項目以上の発明又は実用新案は、一件の出願として提出することができる。</p> <p>一件の意匠專利出願は、一種類の製品に使用される一項目の意匠に限られなければ</p>	<p>第32条 一件の発明又は実用新案の專利出願は、一項目の発明又は実用新案に限られなければならない。一つの総体的発明案に属する二項目以上の発明又は実用新案は、一件の出願として提出することができる。</p> <p>一件の意匠專利出願は、<b>一件</b>の製品に使用される一項目の意匠に限られなければ</p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

<p>ならず、同一種別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられる二項目以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。</p>	<p>らない。<b>同一製品の二項目以上の類似意匠、又は、</b>同一種別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられる二項目以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。</p>
<p>第32条 出願者は専利権が付与される前に、その専利出願をいつでも取り下げることができる。</p>	<p>第33条 出願者は専利権が付与される前に、その専利出願をいつでも取り下げることができる。</p>
<p>第33条 出願者はその専利出願文書に対し修正を行うことができるが、発明及び実用新案の専利出願文書に対する修正は、元の明細書及び特許請求の範囲に記載された範囲を超えてはならず、意匠の専利出願文書に対する修正は、元の図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。</p>	<p>第34条 出願者はその専利出願文書に対し修正を行うことができるが、発明及び実用新案の専利出願文書に対する修正は、元の明細書及び特許請求の範囲に記載された範囲を超えてはならず、意匠の専利出願文書に対する修正は、元の図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。</p>
<p>第4章 専利出願の審査と認可</p>	<p>第4章 専利出願の審査と認可</p>
<p>第34条 国務院専利行政部門は発明特許の出願を受理した後、方式審査を経て本法の要求に符合していると認めた場合、出願日から満18ヶ月後に公開する。国務院専利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を早期公開することができる。</p>	<p>第35条 国務院専利行政部門は発明特許の出願を受理した後、方式審査を経て本法の要求に一致すると認めた場合、出願日から満18ヶ月後に公開する。国務院専利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を早期公開することができる。</p>
<p>第35条 発明特許出願は出願日から三年以内に、国務院専利行政部門は、出願者が随時提出した請求に基づき、その出願に対し実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p> <p>国務院専利行政部門は必要と認める時に、自ら発明特許出願に対し実体審査を行うことができる。</p>	<p>第36条 発明特許出願は出願日から三年以内に、国務院専利行政部門が、出願者によって随時提出された請求に基づき、その出願に対し実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p> <p>国務院専利行政部門は必要と認めた時に、自ら発明特許出願に対し実体審査を行うことができる。</p>
<p>第36条 発明特許の出願者が実体審査を請求する時に、出願日以前におけるその発明に関係する参考資料を提出しなければならない。</p> <p>すでに外国で出願が提出された発明特許について、国務院行政部門は出願者に指定期限内に、当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p>	<p>第37条 発明特許の出願者が実体審査を請求する時に、出願日より前の、その発明に関係する参考文献を提出しなければならない。</p> <p>すでに外国で出願が提出された発明特許について、国務院行政部門は出願者に指定期限内に、当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p>
<p>第37条 国務院専利行政部門は発明特許出願に対し実体審査を行った後、本法の規</p>	<p>第38条 国務院専利行政部門は発明特許出願に対し実体審査を行った後、本法の規</p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

<p>定に一致しないと認めた場合、出願者に通知しなければならず、指定する期限内に答弁陳述を行い、又はその出願に対し修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p>	<p>定に一致しないと認めた場合、出願者に通知しなければならず、指定する期限内に答弁陳述を行い、又はその出願に対し修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p>
<p>第38条 発明特許の出願について出願者が意見陳述又は修正を行った後、國務院專利行政部門が尚本法の規定に符合していないと認める場合、拒絶しなければならない。</p>	<p>第39条 発明特許の出願について出願者が意見陳述又は修正を行った後、國務院專利行政部門が尚本法の規定に一致しないと認めた場合、拒絶しなければならない。</p>
<p>第39条 発明特許出願は実体審査を受け、拒絶理由が見つからなかった場合、國務院專利行政部門は発明特許権を付与する決定を出し、発明特許証書を交付し、同時に登記して公告する。発明特許権は公告日から有効となる。</p>	<p>第40条 発明特許出願は実体審査を受け、拒絶理由が見つからなかった場合、國務院專利行政部門は発明特許権を付与する決定を出し、発明特許証書を交付し、同時に登記して公告する。発明特許権は公告日から有効となる。</p>
<p>第40条 実用新案及び意匠の專利出願は方式審査を受け、拒絶理由が見つからなかった場合、國務院專利行政部門は実用新案又は意匠権を付与する決定を出し、相応する專利証書を交付し、同時に登記して公告する。実用新案及び意匠権は公告日から有効となる。</p>	<p>第41条 実用新案及び意匠の專利出願は方式審査を受け、拒絶理由が見つからなかった場合、國務院專利行政部門が実用新案又は意匠権を付与する決定を出し、相応する專利証書を交付し、同時に登記して公告する。実用新案及び意匠権は公告日から有効となる。</p>
<p>第41条 國務院專利行政部門は專利複審委員会を設置する。專利出願者は國務院專利行政部門の出願拒絶の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、專利複審委員会に再審を請求することができる。專利再審査委員会は再審した後決定を出し、かつ專利出願者に通知する。</p> <p>專利出願者は專利複審委員会の再審決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	<p>第42条 國務院專利行政部門は專利複審委員会を設置する。專利出願者は國務院專利行政部門の出願拒絶の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、專利複審委員会に再審を請求することができる。專利再審査委員会は再審した後決定を出し、かつ專利出願者に通知する。</p> <p>專利出願者は專利複審委員会の再審決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に「<b>中華人民共和國行政訴訟法</b>」に基づき人民法院に提訴することができる。</p>
<p>第5章 專利権の存続期間、消滅及び無効</p>	<p>第5章 專利権の存続期間、消滅及び無効</p>
<p>第42条 発明特許権の期限は20年とし、実用新案と意匠権の期限は10年とし、何れも出願日から計算するものとする。</p>	<p>第43条 発明特許権の存続期限は20年とし、実用新案と意匠権の存続期限は10年とし、何れも出願日から計算するものとする。</p>
<p>第43条 專利権者は專利権を付与された年から年金を納めなければならない。</p>	<p>第44条 專利権者は專利権が付与されたその年から年金を納めなければならない。</p>
<p>第44条 以下何れかの状況がある場合、專利権は期限満了前に消滅するものとする。</p> <p>(1) 規定に基づき年金を納付していな</p>	<p>第45条 以下何れかの状況がある場合、專利権は期限満了前に消滅するものとする。</p> <p>(1) 規定に基づき年金を納付しない場</p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

<p>い場合。</p> <p>(2) 専利権者が書面での声明を以てその専利権を放棄した場合。</p> <p>専利権が期限満了以前に消滅する場合、國務院専利行政部門が登記及び公告するものとする。</p>	<p>合、</p> <p>(2) 専利権者が書面による声明を以てその専利権を放棄した場合。</p> <p>専利権が期限満了までに消滅する場合、國務院専利行政部門が登記及び公告するものとする。</p>
<p>第45条 國務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、如何なる単位又は個人でも当該専利権の付与が本法の関係規定に一致しないと認めた場合、専利複審委員会に当該専利権の無効宣告を請求することができる。</p>	<p>第46条 國務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、如何なる単位又は個人でも当該専利権の付与が本法の関係規定に一致しないと認めた場合、専利複審委員会に当該専利権の無効宣告を請求することができる。</p>
<p>第46条 専利複審委員会は専利権の無効宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通知しなければならない。専利権の無効宣告が決定された場合、國務院専利行政部門がそれを登記及び公告するものとする。</p> <p>専利複審委員会による専利権無効宣告又は専利権維持の決定に不服する場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。</p>	<p>第47条 専利複審委員会は専利権の無効宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通知しなければならない。<b>専利権の無効宣告が決定された場合、國務院専利行政部門がそれを登記及び公告するものとする。</b></p> <p><b>専利複審委員会による専利権無効宣告又は専利権維持の決定に不服する場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき人民法院に上訴することができる。</b></p>
<p>第47条 無効宣告された専利権は初めから存在しなかったものと見なされる。</p> <p>専利権無効宣告の決定は、専利権無効宣告の前に人民法院が出しかつすでに執行している専利権侵害の判決及び裁定、すでに履行又は強制執行されている専利権侵害係争の処理決定、及びすでに履行されている専利実施許諾契約又は専利権譲渡契約に対しては、遡及力を持たない。但し、専利権者の悪意により他人にもたらした損失は、賠償しなければならない。</p> <p>前項の規定に従い、専利権者又は専利譲渡人が専利実施の許諾を受けた人又は専利権受譲者に専利使用料又は専利権譲渡料を返還せず、明らかに公平原則に違反する場合は、専利権者又は専利権譲渡人は、専利実施の許諾を受けた人又は専利権譲受人に専利使用料又は専利権譲渡料の全額又は一部</p>	<p>第48条 専利権の無効を宣告する決定は、國務院専利行政部門が登記して公告する。</p> <p>無効宣告された専利権は初めから存在しないものと見なされる。</p> <p>専利権無効宣告の決定は、専利権無効宣告の前に人民法院が出しかつすでに執行している専利権侵害の判決及び裁定、すでに履行又は強制執行されている専利権侵害係争の処理決定、及びすでに履行されている専利実施許諾契約又は専利権譲渡契約に対しては、遡及力を持たない。但し、専利権者の悪意により他人に損失をもたらした<b>場合</b>、それを賠償しなければならない。</p> <p>前項の規定に従い、専利権者又は専利権譲渡人が<b>すでに得られた専利権侵害賠償金、</b>専利使用料又は専利権譲渡料を返還しないと、明らかに公平原則に違反する<b>場合</b>、専利</p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

<p>を返還しなければならない。</p>	<p>権者又は専利権譲渡人は、<b>相手に費用</b>の全額又は一部を返還しなければならない。</p>
<p>第6章 専利実施の強制許諾</p>	<p>第6章 専利実施の強制許諾</p>
<p>第48条 実施条件を有する単位が、合理的な条件で発明又は実用新案の専利権者に、その専利の実施許諾を請求し、合理的な期間内にこれらの許諾が受けられなかった時には、国務院専利行政部門が当該単位の申請に基づき、当該発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。</p>	<p>第49条 <b>以下何れかの状況がある場合</b>、国務院専利行政部門が<b>実施条件を具備する単位</b>の申請に基づき、当該発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる：</p> <p><b>（一）専利権が付与された日から3年経っても、専利権者が正当な理由無しでその専利を実施せず又は十分に実施しない場合、</b> <b>（二）専利権者がその専利権を実施した行為は司法プロセス又は行政プロセスにより、競争を排除し、制限する行為と認定される場合。</b></p>
<p>第49条 国に緊急事態又は非常事態が発生した場合、又は公的利益のために、国務院専利行政部門は発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。</p>	<p>第50条 国に緊急事態又は非常事態が発生した場合、又は公的利益のために、国務院専利行政部門は、<b>国務院関係主管部門の建議に基づき、当該部門が指定する単位</b>による発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。</p> <p><b>公衆の健康を保持するために、国務院専利行政部門が前項の規定に基づき、発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。</b></p>
<p>第50条 専利権を取得した発明又は実用新案がそれより以前にすでに専利権を取得した発明又は実用新案と比べ、顕著な経済的意義をもつ重大な技術的進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に頼る場合、国務院専利行政部門は、後の専利権</p>	<p>第51条 <b>流行病又は伝染病を治療する薬品が中国で専利権が付与され、当該薬品の製造能力を持たず、又は能力不足な発展途上国又は後発開発途上国が中国から当該薬品の輸入を要請する場合、国務院専利行政部門は実施条件を具備する単位に当該薬品の製造、及び前記国までの輸出について強制許諾を与えることができる。</b></p> <p><b>国務院専利行政部門が前項の規定に基づき強制許諾を与える場合、強制許諾を与える決定において関係要求を明確に記載しなければならない。</b></p>
<p>第50条 専利権を取得した発明又は実用新案がそれより以前にすでに専利権を取得した発明又は実用新案と比べ、顕著な経済的意義をもつ重大な技術的進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に頼る場合、国務院専利行政部門は、後の専利権</p>	<p>第52条 専利権を取得した発明又は実用新案がそれより以前にすでに専利権を取得した発明又は実用新案と比べ、顕著な経済的意義をもつ重大な技術的進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に頼る場合、国務院専利行政部門は、後の専利権</p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

<p>者の申請に基づき、前の発明又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。</p> <p>前項の規定に基づき強制許諾が与えられた状況において、国務院專利行政部門は、前の專利権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。</p>	<p>者の申請に基づき、前の発明又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。</p> <p>前項の規定に基づき強制許諾が与えられた状況において、国務院專利行政部門は、前の專利権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。</p>
	<p><b>第53条 本法第49条第(二)項、第51条第1項の規定に基づき与えた強制許諾を除き、強制許諾の実施は主に国内市場の需要に供することを目的とすべきである。</b></p> <p><b>強制許諾に係る発明創造が半導体技術である場合、当該強制許諾の実施は、公的利益のためか、或いは行政又は司法プロセスにより競争を排除し、制限する行為と認定されたものに対する救済に限らなければならない。</b></p>
<p>第51条 本法の規定により強制許諾を申請する単位又は個人は、合理的条件で專利権者と実施許諾契約を締結できなかった証明を提出しなければならない。</p>	<p>第54条 <b>本法第49条第(一)項又は第52条の規定により強制許諾を申請する単位又は個人は、合理的な条件で專利権者と当該專利を実施する許諾契約を締結したものの、合理的時間内に許諾を得られなかった証明を提供しなければならない。</b></p>
<p>第52条 国務院專利行政部門は、なした強制許諾許可の決定を適時に專利権者に通知し、かつ登記し公告しなければならない。</p> <p>強制許諾許可の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定めなければならない。強制許諾の理由が消滅しかつ再び発生しない時に、国務院專利行政部門は、專利権者の請求に基づき、審査を経た後、強制許諾を中止する決定を出さなければならない。</p>	<p>第55条 国務院專利行政部門は、なした強制許諾許可の決定を適時に專利権者に通知し、かつ登記し公告しなければならない。</p> <p>強制許諾許可の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定めなければならない。強制許諾の理由が消滅しかつ再び発生しない時に、国務院專利行政部門は、專利権者の請求に基づき、審査を経た後、強制許諾を中止する決定を出さなければならない。</p>
<p>第53条 強制許諾を取得した単位又は個人は、独占的な実施権を享受せず、かつ他人に実施を許諾する権利も有しない。</p>	<p>第56条 強制許諾を取得した単位又は個人は、独占的な実施権を有さず、かつ他人に実施を許諾する権利も有しない。</p>
<p>第54条 強制許諾を取得した単位又は個人は、專利権者に合理的な使用料を支払わなければならない。その金額は双方の協議によって決める。双方の協議が成立しなかった場合、国務院專利行政部門によって裁定する。</p>	<p>第57条 強制許諾を取得した単位又は個人は、專利権者に合理的な使用料を支払わなければならない。その金額は双方の協議によって決める。双方の協議が成立しなかった場合、国務院專利行政部門によって裁定する。</p>
<p>第55条 專利権者が国務院專利行政部門の強制許諾に関する決定に不服する場合、及び專利権者と強制許諾を取得した単位及び個人が、国務院專利行政部門の強制許諾に関する使用料の裁定に不服する場合は、</p>	<p>第58条 <b>強制許諾を申請する単位又は個人がその申請を却下した国務院專利行政部門の決定に不服し、專利権者が国務院專利行政部門の強制許諾に関する決定に不服する場合は、通知を受け取った日から3ヶ月以</b></p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

<p>通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	<p>内に「<b>中華人民共和國行政訴訟法</b>」に基づき人民法院に提訴することができる。</p> <p>専利権者と強制許諾を取得した単位又は個人が、國務院専利行政部門による強制許諾に関する使用料の裁定に不服する場合は、通知を受け取った日から3ヶ月以内に「<b>中華人民共和國行政訴訟法</b>」に基づき人民法院に提訴することができる。</p>
<p>第7章 専利権の保護</p>	<p>第7章 専利権の保護</p>
<p>第56条 発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、その特許請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び付属図面を特許請求の範囲の解釈に用いることができる。</p> <p>意匠権の保護範囲は、図面及び写真に示された当該意匠の専利製品を基準とする。</p>	<p>第59条 発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、その特許請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び付属図面を特許請求の範囲の解釈に用いることができる。</p> <p>意匠権の保護範囲は、図面及び写真に示された当該意匠の専利製品を基準とし、<b>簡単な説明は図形又は写真の解釈に用いることができる。</b></p>
<p>第57条 専利権者の許諾を得ずにその専利を実施し、即ちその専利権を侵害し、紛糾を引き起こした場合、当事者の協議によって解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、専利権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、また専利事務を管理する部門に処理を請求することもできる。専利事務を管理する部門が処理する時、権利侵害行為が成立すると認められた場合は、権利侵害者に即時権利侵害行為を停止するよう命ずることができる。当事者が不服する場合、処理通知を受け取った日から15日以内に、「中華人民共和國行政訴訟法」に基づき、人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期限を過ぎても提訴せず、権利侵害行為も停止しない場合は、専利事務を管理する部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う専利事務を管理する部門は、当事者の請求に基づき、専利権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合当事者は、「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき、人民法院に提訴することができる。</p> <p>専利権侵害係争が新製品の製造方法の発明特許に係る場合、同様の製品を製造する単位又は個人がその製品の製造方法が専利の方法と異なることの証明を提供しなければ</p>	<p>第60条 専利権者の許諾を得ずにその専利を実施し、即ちその専利権を侵害し、紛糾を引き起こした場合、当事者の協議によって解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、専利権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、また専利事務を管理する部門に処理を請求することもできる。</p> <p><b>第61条 専利事務を管理する部門が専利権侵害係争</b>を処理する時、権利侵害行為が成立すると認められた場合は、権利侵害者に権利侵害行為の即時差し止めを命ずることができ、当事者が不服する場合、処理通知を受け取った日から15日以内に、「中華人民共和國行政訴訟法」に基づき、人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期限を過ぎても提訴せず、権利侵害行為も差し止めない場合は、専利事務を管理する部門は人民法院に強制執行を申請することができる。</p> <p>専利事務を管理する部門は<b>専利権侵害係争</b>を処理する際に、当事者の請求に応じて、専利権侵害の賠償額について調停を行うことができる。調停が成り立たなかった場合、当事者は「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき、人民法院に提訴することができる。</p>

<p>ばならない。専利権侵害係争が実用新案専利に及ぶ場合、人民法院又は専利事務を管理する部門は、専利権者に國務院専利行政部門がなした検索報告を出すよう要求することができる。</p>	<p><b>第 62 条</b> 専利権侵害係争が新製品の製造方法の發明特許に係る場合、同様の製品を製造する単位又は個人がその製品の製造方法が専利の方法と異なることの証明を提供しなければならない。</p> <p><b>第 63 条</b> <b>専利権侵害係争</b>が実用新案又は<b>意匠</b>に係る場合、<b>専利権者又は利害関係者が</b>人民法院又は専利事務を管理する部門に、國務院専利行政部門によりなされた検索報告を出さなければならない。</p> <p>権利者又は利害関係者は実用新案又は意匠の専利権が付与された後、國務院専利行政部門に検索を請求することができる。國務院専利行政部門は請求に基づき関係実用新案又は意匠を検索し、且つ検索結果に基づいてそれが本法の規定する専利権付与条件に合致するか否かについて分析及び評価を行い、検索報告を作成して公告をしなければならない。</p> <p>検索報告では実用新案又は意匠が本法の規定する専利権付与条件に合致しないと認定したにもかかわらず、専利権者が依然として他人がその専利権を侵害したとし、権利を主張したことで、相手に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
	<p><b>第 64 条</b> 専利権侵害係争において、提訴された権利侵害者が自分の実施した技術又は設計が現有技術又は現有設計に属することを証明できる証拠を保有する場合、専利権侵害行為を構成しない。</p>
	<p><b>第 65 条</b> 専利権者又は利害関係者が他人の利益を損害することを目的とし、事実根拠及び正当な理由無しで他人がその専利権を侵害したとして人民法院へ提訴し、又は専利事務を管理する部門に処理を請求して、相手に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第 58 条 他人の専利を盗用した場合、法に基づき民事責任を負う以外に、専利事務を管理する部門が責任を持って是正を命じかつ公告を出し、違法所得を没収し、かつ違法所得の 3 倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合は、5 万元以下の罰金を科することができ、犯罪を構成した場合は、法に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p><b>第 66 条</b> 他人の専利を盗用した場合、法に基づき民事責任を負う以外に、専利事務を管理する部門が責任を持って是正を命じかつ公告を出し、違法所得を没収し、かつ違法所得の 3 倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合は、<b>10 万元</b>以下の罰金を科することができ、犯罪を構成した場合は、法に基づき刑事責任を追及する。</p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

<p>第59条 非專利製品を專利製品と偽る、非專利方法を專利方法と偽った場合は、專利事務を管理する部門が責任を持って是正を命じかつ公告を出し、5万元以下の罰金を科することができる。</p>	<p>第67条 非專利製品を專利製品と偽り、非專利方法を專利方法と偽った場合は、專利事務を管理する部門が責任を持って是正を命じかつ公告を出し、<b>10万元</b>以下の罰金を処すことができる。</p>
<p>第60条 專利權侵害の賠償金額は、権利者の權利侵害により受けた損失又は權利侵害者が權利侵害によって獲得した利益に基づき確定する。權利侵害を受けた人の損失又は權利侵害者が獲得した利益を確定することが難しい場合は、当該專利許諾使用料の倍数を参照し、合理的に確定する。</p>	<p>第68条 專利權侵害の賠償額は、権利者が權利侵害により受けた損失に基づき<b>確定する。権利者の損失の確定が困難な場合</b>、權利侵害者が權利侵害によって獲得した利益に基づき確定する。<b>権利者の損失及び</b>權利侵害者の獲得した利益<b>とも</b>その確定が困難な場合は、当該專利許諾使用料の<b>金額</b>を参照し、合理的に確定するものとする。</p> <p><b>專利權侵害賠償額はさらに権利者が權利侵害行為を差し止めるために支出した合理的費用を含めるものとする。</b></p>
<p>第61条 專利權者又は利害關係者が、他人が權利侵害行為を行っている又は行おうとしていることを証明する証拠を有し、即座に差し止めないと、その合法的權益が補填不能な損害を被る恐れがある場合、提訴する前に、人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を下すよう要請することができる。</p> <p>人民法院は前項の申請を処理する際、「中華人民共和國民事訴訟法」第93条から第96条及び第99条の規定を適用する。</p>	<p>第69条 專利權者又は利害關係者が、他人が權利侵害行為を行っている又は行おうとしていることを証明する証拠を有し、即座に差し止めないと、その合法的權益が補填不能な損害を被る恐れがある場合、提訴前、<b>提訴時又は訴訟過程中に</b>、人民法院に關係行為の差し止めと財産の保全措置命令を下すよう要請することができる。</p> <p>人民法院は前項の申請を処理する際に、「中華人民共和國民事訴訟法」第93条から第96条及び第99条の規定を適用する。<b>事情が比較的複雑な場合、48時間以内に当事者を召喚し尋問を行い、かつ5日間以内に裁定を下しなければならない。</b></p>
	<p>第70条 <b>証拠が消滅し、又は将来取得することが難しくなる恐れのある場合、專利權侵害行為を差し止めるために、專利權者または利害關係者は、提訴前、提訴時又は訴訟過程中に、人民法院に証拠保全を請求することができる。</b></p> <p>人民法院が請求を受けた後、48時間以内に裁定を下しなければならない。<b>事情が比較的複雑な場合、48時間以内に当事者を召喚し尋問を行い、かつ5日間以内に裁定を下しなければならない。証拠保全措置を取ると裁定した場合、即時に執行しなければならない。</b></p> <p>人民法院は申請者に担保を要請することが</p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
 （太字部分が修改部分）

	<p>でき、申請者が担保を提供しない場合、申請を却下するものとする。</p> <p>申請者は人民法院が証拠保全措置を取ってから15日間以内に提訴しなかった場合、人民法院は当該措置を解除しなければならない。</p>
<p>第62条 専利権侵害の訴訟時効は2年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った又は知り得べし日より起算するものとする。</p> <p>発明特許出願が公開されてから専利権が付与されるまでの間に、当該発明を使用して適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2年とし、専利権者は他人がその発明を使用していることを知った又は知り得べし日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った又は知り得た場合は、専利権付与日より起算する。</p>	<p>第71条 専利権侵害の訴訟時効は2年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った又は知り得た日より起算するものとする。</p> <p>発明特許の出願が公開されてから専利権が付与されるまでの間に、当該発明を使用して適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2年とし、専利権者は他人がその発明を使用していることを知った又は知り得た日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った又は知り得た場合は、専利権付与日より起算する。</p>
	<p>第72条 専利権侵害行為について、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った又は知りえた日から正当な理由無しで2年間を超えて、人民法院へ提訴又は専利事務を管理する部門に処理を請求する場合、権利侵害者は専利権者又は利害関係者による提訴又は処理を請求した日までの権利侵害行為について賠償責任を負わないものとする。但し、権利侵害行為が専利権者又は利害関係者による提訴又は処理請求の後に依然として継続する場合、権利侵害行為を差し止めなければならない。権利侵害者が合理的費用を支払う場合、関係専利を引き続き実施することができるものとする。</p>
	<p>第73条 専利権者又は利害関係者は、その成した意思表示が、許可を得ずにその専利を実施した単位又は個人に専利権者又は利害関係者は当該実施行為に対し権利主張をしないことを信じさせる理由があつていながら、その後人民法院へ提訴し、又は専利事務を管理する部門に処理を請求する場合、専利の実施の中止と実施単位又は個人に重大な損失をもたらす場合、実施単位又は個人は専利権者又は利害関係者の提訴、又は処理請求の日より以前の実施行為について、賠償責任を負わず、しかも関連専利を引き続き実施することができるものとする。</p>
<p>第63条 以下何れかの状況がある場合は、</p>	<p>第74条 以下何れかの状況がある場合、</p>

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

專利權侵害とは見なさない。

(1) 專利權者が製造、輸入又は專利權者の許諾を受けて製造、輸入した專利製品又は專利方法に基づき直接獲得した製品が売り出された後、当該製品を使用、販売の申出又は販売する場合。

(2) 專利出願日前にすでに同様の製品を製造し、又は同様の方法を使用し、又はすでに製造、使用の必要準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。

(3) 臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国輸送手段が、その所属国と中国間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、または互惠の原則に従い、輸送手段自身の需要のためにその装置と設備において関係專利を使用する場合。

(4) 専ら科学研究と実験のために特に関係專利を使用する場合。

專利權侵害と見なさない：

(1) 專利權者**又はその許諾を得た人が中国**で製造した專利製品又は專利方法に基づき直接獲得した製品が売り出された後、当該製品を使用、販売の申出又は販売する場合、

(2) **中国で專利を取得した專利權者又はその許諾を得た人が他の国又は地域で製造した專利製品又は專利方法に基づき直接獲得した製品が売り出された後、当該製品を輸入し、及び当該製品を使用、販売の申出、販売する場合、**

(3) 專利出願日より前にすでに同様の製品を製造し、又は同様の方法を使用し、又はすでに製造、使用の必要準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合、

(4) 臨時的に中国の領土、領海、領空を通過する外国輸送手段が、その所属国と中国間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、または互惠の原則に従い、輸送手段自身の需要のためにその装置と設備において関係專利を使用する場合、

(5) **ただ科学研究と実験のために関係專利を使用する場合、**

(6) **薬品又は医療器械の行政審査許可に必要な情報を獲得及び提供するために、專利薬品または專利医療器械を製造、使用、輸入し、及びそのために專利薬品又は專利医療器械を製造、輸入し、且つそれ向けに販売する場合。**

**第75条 專利權者が人民法院又は專利事務を管理する部門に、その專利權を侵害する行為への差止め命令を請求し、權利侵害者が関連專利の実施を中止すると社会公的利益の損害に繋がる場合、人民法院又は專利事務を管理する部門は權利侵害者による実施行為への差止め命令を下さないことができ、權利侵害者が引き続き関連專利を実施することができるものの、合理的な費用を支払わなければならない。**

第63条第2項 專利權者の許諾を受けずに製造し売り出された專利製品又は專利方法により直接獲得した製品であることを知らずに、それを生産經營を目的として使

第76条 專利權者の許諾を得ずに製造し売り出された專利製品又は專利方法により直接獲得した製品であることを知らずに、それを生産經營の目的で使用、**販売の申出**

中華人民共和國專利法（修改稿）（2008年2月28日修改）  
（太字部分が修改部分）

用又は販売したが、その製品が合法的な来源を持つことを証明できる場合、賠償責任を負わない。	又は販売し、その製品の合法的な仕入先を証明できる場合、賠償責任を負わないものとする。
第64条 本法第20条の規定に違反して外国に専利を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所在単位または上級主管機関が行政処分を与え、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。	第77条 <b>如何なる単位又は個人でも國務院專利行政部門の許可を得ずに、中国で完成した発明創造を外国に専利を出願する場合、当該発明創造について中国で提出した専利出願に専利権を付与しないものとする。</b> 国家秘密を漏洩した場合、法に従ってその <b>法的責任を追及するものとする。</b>
第65条 発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願権及び本法で規定するその他の權益を奪い取った場合、所在単位又は上級主管機関が行政処分を与える。	第78条 発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願権及び本法で規定するその他の權益を奪い取った場合、所在単位又は上級主管機関が行政処分を与える。
第66条 専利事務を管理する部門は、社会に向けて専利製品等を推薦する経営活動に関与してはならない。  専利事務を管理する部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が改正するよう命じ、影響を除去し、違法収入がある場合はそれを没収し、情状が重い場合は、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により行政処分を与える。	第79条 専利事務を管理する部門は、社会に向けて専利製品の推薦等経営活動に関与してはならない。  専利事務を管理する部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が改正するよう命じ、影響を除去し、違法収入がある場合はそれを没収し、情状が重い場合は、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により行政処分を与える。
第67条 専利管理事務に従事する国家公務員及びその他の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。	第80条 専利管理事務に従事する国家公務員及びその他の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。
第8章 附則	第8章 附則
第68条 國務院專利行政部門に専利を出願し、及びその他の手続きを行う場合、規定によって費用を納めなければならない。	第81条 國務院專利行政部門に専利を出願し、及びその他の手続きを行う場合、規定によって費用を納めなければならない。
第69条 本法は1985年4月1日より施行する。	第82条 本法は1985年4月1日より施行する。